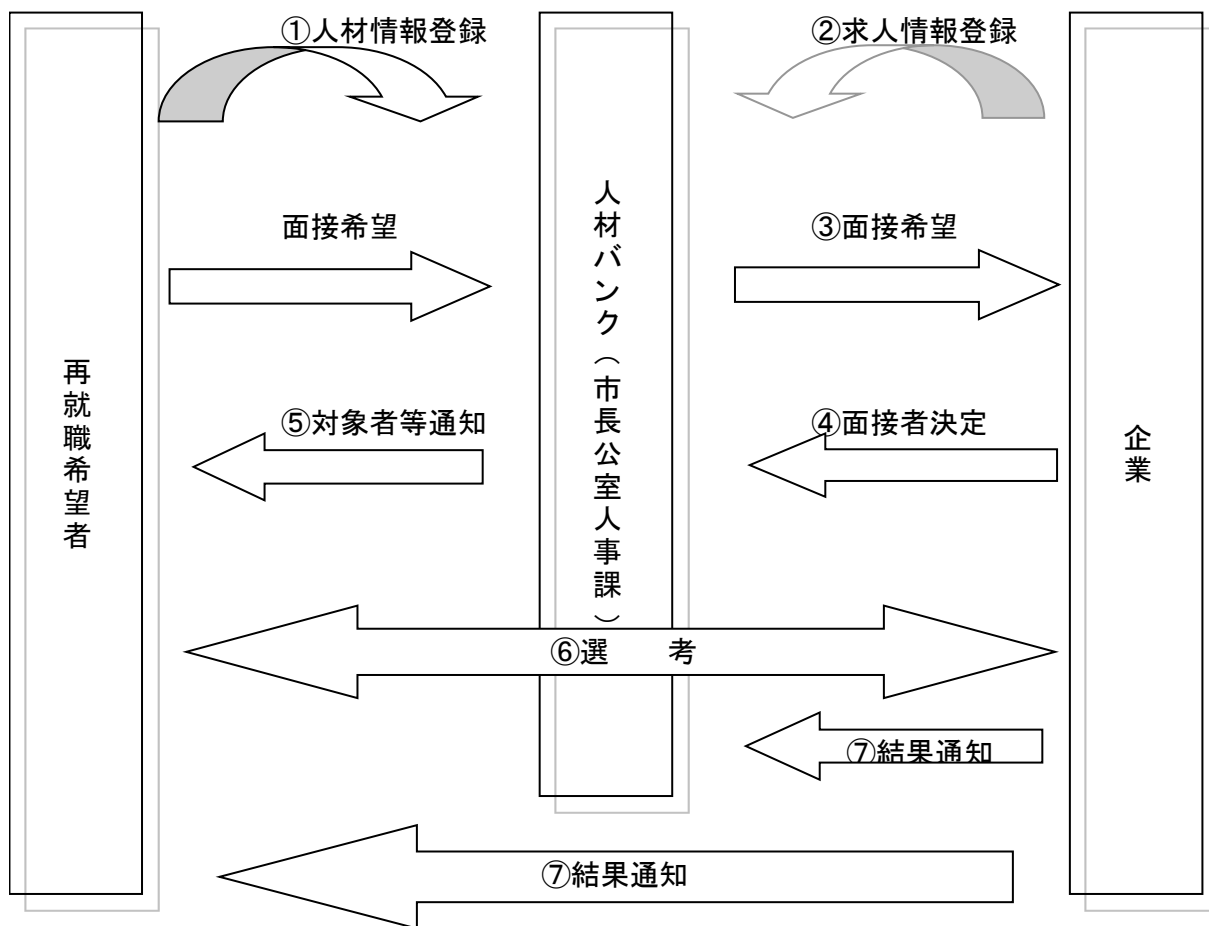


松原市職員等人材バンクの利用の流れ



①人材情報の登録を希望する者は、人材情報登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、人材バンクに提出する。

②求人希望する企業は定められた期間内に求人票(様式第2号)に必要事項を記入し、人材バンクへ提出する(持参又は郵送)。その際、松原市への営業活動の制限について、誓約書(様式第7号)も同時に提出していただきます。

③登録された求人情報を閲覧した登録者は人材バンクに対し、再就職を希望する求人企業等への面接受験希望の申し出をする。人材バンクにおいて、その希望のすべてを集約した後、対象求人企業等に人材情報を提供する。

④求人企業等は提供された人材情報の中から、面接を実施したい登録者を選定し、指定期日までに「面接者決定通知書(様式第5号)」を人材バンクに郵送または電子メールにて提出する。

⑤人材バンクは、提出された「面接者決定通知書(様式第5号)」に基づき、登録者に面接選考日程を通知する。また、面接決定の対象とならなかった者にはその旨の通知をする。

⑥各求人企業等にて選考を実施する。

⑦指定期日までに各求人企業等から受験者及び人材バンクに対し、面接結果を通知してもらう。